

大阪市教

2016年9月1日
VOL. 528

発行 大阪市学校園教職員組合
大阪府中央区法門坂1-1-35(大阪市教育会館内)
TEL 6910-8700 FAX 6910-7990



「総合区」で「都」構想へ誘導

大阪市解体許すな 市対連総会

大阪府対策連絡会議は8月26日総会を開催し、地下鉄・市バス民営化反対、「市政改革プラン2・0」による大阪府解体反対、「総合区・特別区説明会」の取り組み、2017年度予算に対する要望交渉(9月23日、30日)、市会開会日宣伝(9月16日)などの当面の取り組みの意思統一を行いました。

大阪経済大学の柏原誠教授が講演「大阪市の住民自治を考える―『総合区』とは何か?―」を行いました。

大阪市は「総合区・特別区(新たな大都市制度)」に関する意見募集・説明会「

を24区で順次開催するとし8月31日此花区で始めます。しかし、総合区と特別区を比較すること自体間違いであり、市民をだまし、住民投票で否決された特別区設置「都」構想を再び市民に押しつけるものです。

特別区は大阪府を廃止し設置するもの、総合区は大阪府のもとで行政区の権限を強め住民自治の拡充を目指すものです(表参照)。公選区長と区議会をもつ基礎的な地方公共団体である特別区を総合区と比較すれば権限も財源もあるように見えます。しかし、住民投票で明らかになったように、大阪市の権限と財源が大阪府に吸い上げられ、「大阪市民は大阪府に隷属する特別区民に成り下がる」のが実態です。また、総合区について法にはないのに効率性から総合区を前提としていることも問題です。

そもそも維新政治は住民自治を拡充する考えはありません。統治機構改革、知事の権限を強化し、大型開発などを進めようとするものです。市民の共同は「変えるべきものは『制度』ではなく『政策』」を一致して要求し、「今必要なのは、膨大な労力や時間を要するよう大規模な仕組みの変更ではなく、区政会議の充実」「住民自治の強化を図っていくことです」(住民投票・投票広報)「真の住民自治と都市内分権が求められています」。

国の大都市制度の取組み

「特別区設置法」(2012年)

- 指定都市等を廃止し、複数の特別区を設置することが可能に(公選区長と区議会を有する)
- 広域機能を道府県へ一元化

地方自治法の一部改正(2014年)

- 指定都市において、行政区に代えて総合区を設置することが可能に(都市自治の内分権による住民の拡充)

人事院勧告

3年連続引上給与・一時金 配偶者手当半減 反対

人事院は8月8日、国家公務員の給与に関する勧告等を行いました。①月例給708円、0・17%引き上げ(初任給は1500円引き上げ、若年層も同程度の改善、他は400円を基本に改定)。

一時金は0・1月引き上げて年間4・30月、すべて勤労手当に充当、3年連続となる俸給表の水準と一時金の引き上げとなりしました。②配偶者手当現行1万3千円を6500円に半減。その原資で子

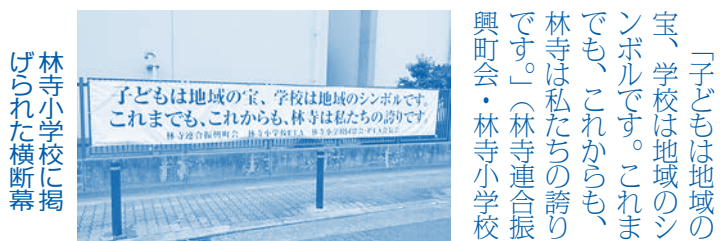
に係る手当を6500円から1万円に引き上げる「扶養手当の見直し」を勧告しました。扶養手当受給者の半数を超える7万7千人余りが労働条件引き下げとなります。

3年連続のベア勧

学校統廃合反対

学校、地域に幕

生野



「子どもは地域の宝、学校は地域のシンボルです。これまでも、これからも、林寺は私たちの誇りです。」(林寺連合振興町会・林寺小学校)

P.T.A・林寺小学校同窓会・P.T.A会長会)、「小・中学校統廃合計画案は撤回を!!学校は地域の宝」(ヘルスコープおおさか田島診療所地区)の横断幕が学校・商店街に掲げられました。

生野西部の8小学校・1中学校を廃校にする計画案に反対する運動が広がっています。

学校事務職員身分取扱 権限委譲で市教委提案

7月7日、市教委は「平成29年度に府費負担教職員の給与負担等が大阪府から大阪市へ移譲されることにより、学校事務職員(府費負担)を学校事務職員(市費負担)に転任することに伴って変更する学校事務職員の身分取扱い等について」を提案しました。提

府費	市費への転任基準	市費
1級 主事	在級5年未満市1級以上は市2級	1級
2級 事務副主任	在級6年以上で選考合格者市3級	2級
3級 事務主任	事務主任等市4級	3級
4級 事務主幹	事務主幹等市5級	4級

案概要は①平成29年4月1日付で、学校事務職員(市費負担)に転任するものとし、採用区分を一体化する。②転任後は、学校事務職員(市費負担)の行政職給料表を適用すること。③転任後の職務の級及び標準的な職務並びに昇任昇格の基準は、※別表のとおりとする。④平成29年4月1日以降、3級〜5級に在級する学校事務職員は降任の申し出ができるものとする。⑤教職員人事異動基本方針第5項に基づ

たんぽぽ だより 9月

夏休みはリラッククス&学習の時期!平和について学ぶ機会がとても多いです。学校が始まる忙しさに合わせて、学ぶ余裕がなくなってしまう。71年前の戦争について知ることだけではない

く、そこから「今の日本は戦争する国になっていないだろうか」ということについても考えていかなければなりません。

7・8月、青年部では、12月の「ゆいまゝる」沖繩行動に向けて、

学習会を行いました。7人が参加し、「沖繩について考えよう」をテーマに学びの深まることでもいい時間になりました。参加した青年は、「沖繩について、戦争や平和問題について広く話すことができてよかったです」。

2学期も忙しい毎日ですが、交流会や学習会に参加して、つながりと学びの輪を広げてください。



エセ同和利権復活を許すな 「部落差別解消推進法案」反対

自民、公明、民進3党が議員立法で「部落差別の解消の推進に関する法律案」を5月に衆院に提出、秋の臨時国会で成立を狙っています。

石川元也弁護士は、部落差別対象は明らかに減少しており、「新法案を必要とする立法事実はない」と断言しました。

民権連の谷口委員長は、「部落問題解決に背を向け、『確認糾弾』『利権あさり』復活のための根拠法づくりを狙う『部落差別永久化法案』は必ず葬り去らう」と呼びかけました。

自民党は「解同」などの動きを取り込みつつ、国民管理に利用、国民主権の憲法を、国が人権を管理するものへ改悪することを狙っています。憲法改悪、部落差別永久化・エセ同和利権復活法案を許してはなりません。